

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9－1 法第 9 条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。 (1) （省略） (2) <u>関税法第 67 条の 3 第 6 項</u>に規定する特定輸出申告又は特定委託輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示 (3)～(5) （省略） （通関業務の料金） 18－1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。 （省略） （備考） (1)～(4) （省略） (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合（例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等）又は主たる手続と経常的には結びつかない場合（例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続等）に限る。 (6)～(9) （省略）	9－1 法第 9 条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。 (1) （同左） (2) <u>関税法第 67 条の 3 第 2 項</u>に規定する特定輸出申告又は特定委託輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示 (3)～(5) （同左） （通関業務の料金） 18－1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。 （同左） （備考） (1)～(4) （同左） (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合（例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等）又は主たる手続と経常的には結びつかない場合（例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続、<u>輸出貨物のコンテナ扱い申出手続等</u>）に限る。 (6)～(9) （同左）